

(電力提供サービス利用契約約款・選択規約「電化上手」)

季節別時間帯別電灯料金適用規約

実施日 2015年4月1日



改定発布 2016年9月8日 (第000848号)

【お客さま情報の利用目的に関するご案内】

1. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）につきましては、お客さまの本人確認、与信管理、電力提供サービスおよびこれに付随するサービスに関するマーケティング、分析、キャンペーン等の案内、お客さまサービス向上に寄与するための情報提供、これらサービスの提供、工事、保守および障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客さまへの連絡、その他電力提供サービス利用契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。
なお、お客さまとの電力提供サービスに係る契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
2. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律および関連法令、「NTT ファシリティーズお客様個人情報の保護に関する方針」および経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にもとづき、当社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。

季節別時間帯別電灯料金適用規約

目次

第1章. 総則	1
第1条 本規約の変更	1
第2条 定義	1
第2章. 契約の申込み	1
第3条 季節別時間帯別電灯料金適用契約の申込み	1
第4条 季節別時間帯別電灯料金適用契約の成立と契約期間	2
第3章. 契約メニューおよび料金	2
第5条 契約メニュー	2
第6条 料金	4
第4章. 料金の算定および支払	4
第7条 料金の適用開始の時期	4
第8条 使用電力量の計量	4
第9条 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額等の日割計算.....	5
第10条 全電化住宅割引	5
第5章. 契約の変更および終了	6
第11条 適用プランの変更	6
第12条 お客さまからの本規約の適用の終了	6
附則	7

第1章. 総則

本季節別時間帯別電灯料金適用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社が提供する電力提供サービスに関して、お客さまが当社と電力提供サービス利用契約約款（以下「原約款」といいます。）にもとづくシステム利用契約（以下「原契約」といいます。）を締結し、季節別時間帯別電灯料金の適用を希望する場合の提供条件を定めたものです。

本規約で定める事項については、原約款および原契約に優先して適用されるものとし、本規約で定めのない事項については原約款および原契約を適用することといたします。

第1条 本規約の変更

当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本季節別時間帯別の料金その他の適用条件は、変更後の本規約によります。

変更後の本規約については当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本規約の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものといたします。

第2条 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) オフピーク時間
毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器
ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器には該当しないものをいいます。たとえば、貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器などが該当します。
- (3) 所要通電時間数
当該機器に通電が行われた時間数をいいます。
- (4) 通電制御型夜間蓄熱式機器
次のイ.ないしニ.の全てに該当し、またはこれらに準ずると当社が認めた夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。
 - イ. 給水温度を検知できること。
 - ロ. イ.に定める給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
 - ハ. ロ.に定める熱量から所要通電時間数を算出できること。
 - ニ. 毎日の夜間時間（第8条（使用電力量の計量）(2)イ.が適用される場合は通電時間とします。）の終了時刻からハ.の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- (5) 適用プラン
原契約に関連し、時間帯や需要区分等に応じて定める料金プランをいいます。
- (6) ピーク時間
毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。
- (7) 夜間時間
ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。
- (8) 夜間蓄熱式機器
主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。たとえば、貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器などが該当します。

第2章. 契約の申込み

第3条 季節別時間帯別電灯料金適用契約の申込み

お客さまが、季節別時間帯別電灯料金の適用をご希望になる場合は、当社所定の「電力提供サービス」システム利用申込書（以下「申込書」といいます。）による申込みが必要です。

第4条 季節別時間帯別電灯料金適用契約の成立と契約期間

- (1) お客さまの原契約にもとづく電力提供サービスの利用に際して、季節別時間帯別電灯料金を適用する旨の契約（以下「本契約」といいます。）は、お客さまが申込書により申し込み、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとし、本契約にもとづく時間帯別電灯〔夜間10時間型〕料金の適用は、当該申込みを承諾した日が各月1日である場合には当該申込みを承諾した日から開始するものとし、それ以外の日である場合には当該申込みを承諾した日が属する月の翌月1日から開始するものとし、以下、本契約にもとづく当該適用がなされる期間を「契約期間」といいます。）。
- (2) 本契約の契約期間は次によります。
 - イ. 本契約の契約期間は、季節別時間帯別電灯料金適用開始の日から1年間といたします。
 - ロ. お客さままたは当社が本契約の契約期間満了に先だつて本契約の終了または変更の申入れをしない場合、本契約は契約期間満了日より更に1年間、同一条件で継続されるものとし、以後も同様とします。
 - ハ. 原則として、契約期間満了に先だつて、原約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕、もしくは低圧高負荷契約へ変更することはできません。
 - ニ. 契約期間満了にあたり、原約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕もしくは低圧高負荷契約へ変更された後1年に満たないお客さまについては、新たに本契約を締結することはできません。
- (3) 本契約の最低契約期間は、季節別時間帯別電灯料金適用開始の日から起算して1年間といたします。お客さまからの希望により、当該最低契約期間内に本契約を終了する場合には、開始日から終了日の前日までの期間の料金について、原約款添付別表1（料金表）に規定された臨時電灯Bに基づき算定した料金と既にお支払いいただいた料金との差額を違約金として当社よりご案内させていただき、精算していただくことといたします。
ただし、原契約が解約その他の理由により終了した場合は、本契約は当然に終了し、この場合の料金の計算には、上記の定めは適用されず、原約款第16条（日割計算）を適用いたします。
- (4) 本規約の料金の改定がなされた場合は、(2)および(3)の規定にかかわらず、お客さまは本契約を終了させることができます。この場合には、(3)の規定にもとづく違約金に関する精算は行いません。

第3章. 契約メニューおよび料金

第5条 契約メニュー

- (1) 契約メニュー
季節別時間帯別電灯を適用いたします。
- (2) 季節別時間帯別電灯の料金
 - イ. 適用範囲
原約款の従量電灯の適用範囲に該当し、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、お客さまが本規約の適用を希望される場合に適用いたします。
 - (イ) 夜間蓄熱式機器
 - I. 夜間蓄熱式機器の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
 - ・お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ・第8条（使用電力量の計量）(2)イの場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合
 - II. 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
 - III. 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等の提示を求めることがあります。
 - (ロ) オフピーク蓄熱式電気温水器
 - I. オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場

合は、当社に申し出ていただきます。

- Ⅱ. 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等の提示を求めることがあります。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器

当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等の提示を求めることがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

八. 契約容量

(イ) 契約容量は、原則として原約款第 9 条（契約メニュー）の従量電灯 C に準じて定めます。

(ロ) 夜間蓄熱式機器を使用する場合は、上記（イ）にかかわらず、契約容量は、原則として、次のⅠによって得られた値に 0.4 を乗じて得られた値がⅡによって得られた値以上となる場合は、Ⅰによって得られた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{Ⅰによって得られた値} + \text{Ⅱによって得られた値} \times 0.1$$

Ⅰ. 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として原約款の従量電灯 C の契約容量決定方法に準じて得られた値

Ⅱ. 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

二. 料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、使用する電力が全くない場合には、基本料金は半額といたします。

管轄電力会社		東京電力
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		1296.00
1 契約につき		
契約容量が 6 キロボルトアンペアを超え		2160.00
10 キロボルトアンペアまでの場合		
1 契約につき		
契約容量が 10 キロボルトアンペアを		280.80
こえた容量に関し、1 キロボルトアンペアにつき		

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000 円 50 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、1 ヶ月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお、ピーク時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して得た値をそれぞれの使用電力量といたします。

管轄電力会社		東京電力
夏季ピーク時間	1 キロワット時につき	38.72
その他季ピーク時間	1 キロワット時につき	31.73
オフピーク時間	1 キロワット時につき	26.01
夜間時間	1 キロワット時につき	12.25

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000 円 50 銭

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1 ヶ月につき次によって算定された金額といたします。

ただし、使用する電力が全くない場合には、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

管轄電力会社	東京電力
通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力） 1キロボルトアンペアにつき	151.20

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000円50銭なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(二) 最低月額料金

上記（イ）および上記（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金との合計から上記（ハ）によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いて得られた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1ヶ月の料金は、次の最低月額料金および原約款別表第2条（国または地方公共団体等による賦課金等）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

管轄電力会社	東京電力
1契約につき	324.43

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000円50銭

第6条 料金

料金は、第5条（契約メニュー）および原約款にしたがって計算された、1ヶ月の基本料金、電力量料金および原約款別表に定める付加サービス料金等ならびに各種賦課金の合計といたします。

また、お客さまが通電制御型夜間蓄熱式機器を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および原約款別表2（国または地方公共団体等による賦課金等）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、第9条（通電制御型夜間蓄熱式機器割引額等の日割計算）（1）の規定にもとづき、第5条（契約メニュー）（2）二.（料金）（ハ）によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。

なお、電力量料金は、原約款別表3（燃料費調整額）を差し引き、または加えたものといたします。

$$\text{料金} = (\text{基本料金} + \text{電力量料金}) \times 95 \text{ パーセント} \pm \text{付加サービス料金等} + \text{各種賦課金}$$

なお、料金には消費税等相当額を加算し、合計金額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

第4章. 料金の算定および支払

第7条 料金の適用開始の時期

料金は、本契約が成立した日の翌月1日から適用いたします。

第8条 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行います。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、原約款第14条（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

- (2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ. 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。この場合であっても、通電終了時刻は、通電開

始時刻から8時間後の時刻とし、通電時間の延長または短縮は行いません。

- . イ.の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものとみなします。

第9条 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額等の日割計算

- (1) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、下記計算式により日割計算をいたします。

$1\text{ヶ月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数} / \text{検針期間の日数}$

全電化住宅割引上限額についても同様に下記計算式により日割計算をいたします。

$\text{全電化住宅割引上限額} \times \text{日割計算対象日数} / \text{検針期間の日数}$

- (2) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

第10条 全電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）が存在する場合において、当社との協議が整ったときの料金は、第5条（契約メニュー）（2）二.料金によって料金として算定された金額から本条（3）によって算定された全電化住宅割引額を差し引いたものといたします。ただし、第5条（契約メニュー）（2）二.料金によって料金として算定された金額から原約款別表第2条（国または地方公共団体等による賦課金等）再生可能エネルギー発電促進賦課金によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および本条（3）によって算定された全電化住宅割引額を差し引いてえた金額が第5条（契約メニュー）（2）二.料金（二）の最低月額料金を下回る場合の料金は、第5条（契約メニュー）（2）二.料金（二）の最低月額料金および原約款別表第2条（国または地方公共団体等による賦課金等）再生可能エネルギー発電促進賦課金によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

- (1) 全電化需要の確認

イ. 当社は、全電化需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

□. 給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等の熱源を要する機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

- (2) 全電化住宅割引の適用

イ. 全電化住宅割引の適用を受けている場合において、全電化需要ではないことが明らかになったときは、原約款第25条（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし、本条（1）□.による申出があった場合は、この限りではありません。

□. 全電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ. 原約款第15条（料金の算定）（1）□.の場合において、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

- (3) 全電化住宅割引額算定

全電化住宅割引額は、1ヶ月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が（4）に定める全電化住宅割引上限額を上回る場合の全電化住宅割引額は、（4）に定める全電化住宅割引上限額といたします。

$\text{全電化住宅割引額} = \text{割引対象額} \times 5\text{パーセント}$

なお、割引対象額は、夏季についてはオフピーク時間および夜間時間、その他季についてはピーク時間、オフピーク時間および夜間時間に使用されたその1ヶ月の電力量に第5条（契約メニュー）（2）二.料金（□）の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

- (4) 全電化住宅割引上限額
全電化住宅割引の上限額は、次のとおりといたします。

	管轄電力会社	東京電力
1 契約につき		2160.00

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000 円 50 銭

第 5 章. 契約の変更および終了

第 11 条 適用プランの変更

- (1) お客さまが、他の適用プランから本規約に変更することを希望する場合は、第 3 条（季節別時間帯別電灯料金適用契約の申込み）に定める新たな申込みの場合に準ずるものといたします。
- (2) (1) に定める適用プランの変更にもなう料金の精算は、原約款第 16 条（日割計算）を適用いたします。

第 12 条 お客さまからの本規約の適用の終了

- (1) お客さまが本規約の適用を終了しようとする場合は、あらかじめ期日を定め、当社に通知していただきます。
当社は、原則として、お客さまから通知のあった日の月末に本規約の適用を終了させ、料金の精算を行うための適当な処置を行います。
ただし、当社の責めによらない理由により本規約の適用を終了させるための処置ができない場合は、終了させるための処置が可能になった日に終了するものといたします。
- (2) 本規約の適用が終了された場合において、あらかじめ通知された終了日の属する月末までは本規約に基づく料金を適用することとし、翌月 1 日より原契約に基づく料金を適用いたします。
- (3) (1) にかかわらず原契約が解約または終了した場合は、本規約の適用は終了します。
この場合の料金の計算は、(2) によらず、原約款第 16 条（日割計算）を適用いたします。

附 則

附 則

第1条 本規約の適用開始日（2015年3月30日第002443号）

〔この季節別時間帯別電灯料金適用規約／本規約〕は2015年4月1日から適用いたします。

第2条 関係約款等との関係

本規約は電力提供サービス利用契約約款体系における選択規約（電化上手）といたします。

第3条 関係約款等の改正

本規約の発布、運用開始にあたり、電力提供サービス利用契約約款の改正を行うことといたします。

第4条 経過措置

本規約の適用開始日までの期間、すでにご契約のお客さまは、最低契約期間内であっても、違約金を支払うことなく本契約を終了できるものとします。

附 則

第1条 本規約の適用開始日（2016年4月26日（第000165号））

本規約は2016年6月1日から適用いたします。

第2条 改定内容

- (1) 第5条 契約メニュー (2) 季節別時間帯別電灯の料金の二料金において、料金単価を改定いたしました。
- (2) 料金単価は税込表示のみとし、税抜価格は廃止いたしました。

附 則

第1条 本規約の適用開始日（2016年9月8日（第000848号））

本規約は2016年9月15日から適用いたします。

第2条 改定内容

- (1) 第5条（契約メニュー） (2) ロ.において、標準周波数が60ヘルツとなる管轄会社を明記いたしました。
- (2) 第5条（契約メニュー） (2) ニ.において、料金表の表記方法を修正いたしました。
- (3) 第5条（契約メニュー） (2) ハ.（ロ）Ⅱにおいて、「供給約款」を「原約款」に訂正いたしました。
- (4) 第6条（料金）において、「また、お客さまが8時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を使用する場合の料金は」を「また、お客さまが通電制御型夜間蓄熱式機器を使用する場合の料金は」に、「第9条（夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い）(4)イ」を「第9条（通電制御型夜間蓄熱式機器割引額等の日割計算）(1)」に、「第5条（契約メニュー）(2)ニ.（料金）(ハ)または(ニ)によって算定された8時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額」を「第5条（契約メニュー）(2)ニ.（料金）(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額」にそれぞれ訂正いたしました。
- (5) 第8条（使用電力量の計量）(2)イ.において、「昼間時間」を「夜間時間以外の」に訂正いたしました。

以 上